

平成27年6月25日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 豊村貴司
3番 朝長勇
6番 松尾陽輔
8番 石丸定
10番 上田雄一
12番 古川盛義
15番 末藤正幸
17番 吉原武藤
19番 川原千秋
21番 松尾初秋
24番 谷口攝久

副議長 吉川里己
2番 猪村利恵子
4番 山口等
7番 池田大生
9番 石橋敏伸
11番 山口裕子
14番 山崎鉄好
16番 宮本栄八
18番 山口昌宏
20番 牟田勝浩
23番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 友廣秀敏
次 長 川久保和幸
議事係 長 江上新治
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	前	田	美
教	育	浦	郷	究
技	監	松	尾	定
政	策	北	川	政
つ	な	中	野	博
が	る	井	上	祐
る	部	千	賀	耕
部	長	小	田	一
長		秀	島	喜
事		平	川	剛
事		諸	岡	隆
務		山	下	朋
局		橋	口	一
長		松	本	重
く		村	山	美
ら		溝	上	智
し		大	宅	正
部		笠	原	敬
長		水	町	孝
こ		松	尾	直
ど		山	田	恭
も		井	上	将
部		末	藤	勇
長				二
ま				
ち				
づ				
く				
り				
部				
長				
山				
内				
支				
所				
長				
北				
方				
支				
所				
長				
会				
計				
管				
理				
者				
教				
育				
部				
長				
教				
育				
部				
理				
事				
長				
上				
下				
水				
道				
部				
長				
総				
務				
課				
長				
財				
政				
課				
長				
企				
画				
課				
長				
選				
挙				
管				
理				
委				
員				
会				
事				
務				
局				
長				
監				
査				
委				
員				
事				
務				
局				
長				

議 事 日 程

第 7 号

6月25日（木）10時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 第55号議案 | 武雄市部設置条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第2 | 第57号議案 | 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第3 | 意見書第1号 | 安全保障法制の慎重審議を求める意見書（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第4 | 第59号議案 | 平成27年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第5 | 第58号議案 | 平成27年度武雄市一般会計補正予算（第1回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第6 | 議提第3号 | 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第7 | 意見書第2号 | 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第8 | 議提第4号 | 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第9 | | 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決） |

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました議提第3号及び意見書第2号の2件を追加上程いたします。

それでは、総務文教、産業経済、福祉、建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程にしたがいまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1～第3 第55号議案～意見書第1号

日程第1. 第55号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例から日程第3. 意見書第1号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書までの3件を一括議題といたします。

以上の議案は、総務文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第55号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 55 号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例についての審査内容と結果について御報告をいたします。

この条例は小松市長のもとでの市政を推進するために組織の改正を行うというものであります。大きな改正点は政策部、つながる部を総務部、企画財政部に、また現在こども部で所管している事務を暮らし部と教育部に移管するというものであります。

この組織改正は市長の公約を初めとした各政策の推進、直面する行政課題への対応、経営的視点に立った行財政の運営、以上の 3 点を目的としているということでありました。この組織案の発意については大きく 3 つ、市長の指示事項によるもの、企画課としての検討事項によるもの、各課からの要求事項の 3 点によって整理をされているということでありました。

今回の改正で財政部門が企画部門と統合されるメリットについて質問がありましたが、人口減少や合併支援措置の終了で財源が減少するなど、地域の生き残りをかけた各政策を積極的に進めるに当たって、企画財政部門の一層の連携が必要になり、意思決定の迅速化、効率的な行財政の運営を図るものとの答弁がありました。

また、こども部については、現在の未来課にある母子保健関係の業務及び支援課の家庭支援係、食育の部門は暮らし部へ移行し、子育て係と総合支援センター及び青少年係については教育部に移管とのことであります。

委員からは施行日がなぜ 8 月 1 日なのかという質問がありましたが、市長の補助組織であり、新市長になってからなるべく早くその体制を整えたいということと、議決をいただいた後 1 カ月ほどの周知期間がほしいということでありました。また、9 月になれば議会が始まるのでその前に体制を整えたいという答弁があったところであります。

また、企画部門と財政部門が一緒になれば権限が集中するのではないかとの意見もありましたが、これに対しては、財源的に厳しい状況が考えられるので、効果的な事務を推進するためにも事業の企画部門と予算を調整する部門がセットになった形で進めていきたいということでした。

慎重審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 57 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 57 号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について、審査の結果を御

報告いたします。

交通災害共済に関する事務については武雄市も市町総合事務組合に委託してありますが、このほど伊万里市さんがこの共同処理に参加したいという申し出があり、構成団体の議会の議決により規約の変更を行うものであります。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、意見書第1号に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

意見書第1号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書について、審査の結果を御報告いたします。

本会議のときにも出ましたが、時間をかけて審議すべきだ、撤回し廃案にすべきだという声が8割を超えているという点については、江原委員さんから読売新聞社、共同通信の記事を資料として提出されました。委員からはこの点について、NHKの世論調査とは大きく違うし、竹島や尖閣などの状況を鑑みた場合、もう喫緊な課題であり法整備を早急にやる必要があるという意見も出ております。

また国も会期を延長して丁寧な説明を、議論をしていきたいという考えを示されている状況であり、改めて出す必要はないのではないかという意見もありました。

審査の結果、委員会では賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第55号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第55号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例について反対の討論を申し上げます。

小松市政が1月11日にスタートし、この間5カ月、約半年経過いたしました。今回提案されております議案は市役所の組織改編について、先ほど委員長報告にもありましたように目的を3つ掲げられています。

1つは公約を初めとした各政策の推進、2つ目に直面する行財政、行政課題への対応、3つ目に経営的視点に立った行財政運営を柱にしておられます。

反対の理由の1つに、小松市政の誕生で公約推進ということではありますが、前市長が8年8カ月、独断専行で進めてきた花まる学習塾との官民一体型学校をみずからも一緒になって導入してきたこと、これからもさらに武雄のICT教育推進として進める点で私は認められません。教育に納得でなく政治の導入ありきではないでしょうか。教育現場、地域住民への押しつけになっているのではありませんか。

第2の理由に、自治体を経営的視点に立った行財政運営を掲げられていますが、自治体の本来の役割と目的は利益を目的に掲げる会社と違うものではないでしょうか。自治体の役割は地方自治法でうたう住民の福祉の増進を図ることではないでしょうか。まさに行政に福祉の心が求められているのではないのでしょうか。

そのためには財政運営の基本であります住民サービスの向上とあわせて効率的な財政運営を図ることは当然であります。小松市政の機構改革について、以上2つの点を指摘し反対の討論といたすものであります。(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

4番山口等議員(発言する者あり)

○4番(山口 等君)〔登壇〕

おはようございます。第55号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど言われました官民一体教育の推進、また導入等についてであります。このようなことについては今回の組織改編に何ら関係のないことであります。

小松新市長の最大の公約は子育て及び教育の充実を挙げられております。その中で官民一体型教育については一番力を入れておられる項目であり、タブレットを活用した教育は4年ほど前から山内東小学校、武内小学校で始まりました。また、官民一体型教育については今年度武内小学校、東川登小学校で始まったばかりでございます。

去る6月9日のICTを活用した教育の第1次検証の報告にもありましたように、子どもたちの学習教育の意欲が増し、スマイル学習の授業が好きだという子どもたちが多くなってきているのも事実でございます。ICT等の新しい教育の成果が数値としてあらわれるためには、少なくとも3年ぐらいの継続は必要かと思えます。このようなことで進み始めた官民一体型教育であります。これから先もより一層力を入れて進めていくべきだと考えます。

また委員会の席上で執行部より組織改編の説明がありましたが、その中で経営的な視点に

立った行財政運営といった民間的な、また株式会社的な文言を入れるべきではないというふうな指摘がございました。基本的な住民サービスをよりよくするためには経営的手段を取り入れていくことであり、そのことが長期的な住民サービスの維持向上を図るものと考えます。新市長になって初めての、最初の組織改革であります。小松新市長のリーダーシップに期待をしたいと思います。

以上のようなことで賛成討論といたします。議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 55 号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 55 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 57 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 57 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書第 1 号に対する討論を求めます。討論ございませんか。（発言する者あり）

7 番池田議員

○7 番（池田大生君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。意見書第 1 号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書（案）に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず最初に日本国憲法の前文を読ませさせていただきます。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、我らと我らの子孫のために、諸国民との協和による成果と、我が国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、福利は国民が享受する。これは人類普遍の原理である。この憲法は、かかる原理に基くもの

である。我らはこれに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する、となっております。

安倍政権は昨年、憲法の解釈を勝手に変更し集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定をしました。そしてこれに基づく法律案を5月15日に国会に提出し、この安保法制により我が国が戦後貫いてきた海外で武力を使わないという原則が大きく転換されようとしています。安倍総理は日本の国会に法案を提出もしないうちから米国議会でこの夏までに成就させると表明しましたが、国民や国会よりも米国のほうが優先なのでしょうか。

中身も大問題です。集団的自衛権の行使を認める新3要件と称する基準は著しくあいまいで、自衛隊の海外の活動の歯止めになりません。また便宜的、意図的な憲法解釈変更であり、立憲主義という大原則に反するものです。さらに専守防衛という我が国の国是ともいえる原則から明らかに逸脱しています。政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないとする自衛には蓋然性や切迫性に疑義があります。

また、国民の中には危険にさらされる隊員を第一に考えて国会審議をと、隊員の家族は大切な人を失うかもしれない不安に直面することになる、政治家はもし自分の家族が隊員だったと考えて審議をしてほしい、相手方が自衛隊を敵とみなし今より危険にさらされるかもしれない怖さや不安はあるけど国を守る姿勢に変わりはない、憲法9条がある限り隊員が命を落とす危険地域に派遣されることはないと思う、私たちにも家族がありそこは日本が守ってくれると思うなどの意見や、国民が置き去りにになっている、誰でも納得できるようにもっとわかりやすく説明をしてほしい。

そして私の息子の同級生も今年度自衛隊に入隊し、久留米での3カ月の教育課程を終了し新米自衛官として関東へ行かれました。その保護者の方も現状のままで今の審議内容において、10年後、20年後の不安を抱えられています。

また、戦没者追悼式においても遺族代表の方は子や孫がまた戦争の悲劇に巻き込まれることがないよう強く声を上げていくと申されました。(発言する者あり) また先ほど御紹介した声は佐賀県内の自衛隊とその家族、そして県民の皆様の声でございます。(発言する者あり)

先ほど通常国会も95日間の大幅延長となることに対して、慎重審議になるのではないかと申されました。(発言する者あり) とはいえ、たくさんの重要法案を抱えており、安全保障関連法案が、国民が納得できる内容になるか、中身について十分な審議がなされるか、担保するものではありません。

また安全保障関連法に対して専門家から疑問の声が相次いでおります。95%を超える憲法学者が違憲だと考えているのではないかと早稲田大学の長谷部教授も話されています。違憲論が多い中、先ほど憲法の前文を申し述べさせていただきました。日本国憲法98条は、この憲法は国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部はその効力を有しないと規定しております。

今回の安保法制は大変重要な改正であり国民的な議論が必要です。(発言する者あり) る

る、申し上げましたが——何ですか。(発言する者あり)

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。

○7番（池田大生君）（続）

ありがとうございます、昌宏議員。

いろいろ申し上げましたが、国民の安全、県民の安全、市民の安全、皆様に再度お考えいただき、皆様に御理解をいただき、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

〔10番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

10番上田議員

○10番（上田雄一君）

すみません、先ほどの討論の中でですよ、先ほども会期が延長されたから議論がなされるんじゃないかというふうな、あいまいなことで私が説明したみたいなことでもちょっと言われましたけど、そういう考えをきっちり示されておる状況であえていうような表現を私はしているんですね。だから何もなくて、あやふやな状況で私が説明したような感じでおっしゃったので、そこをぜひちょっと精査していただきたいなと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行につきましては、後ほど議事録と精査させていただいて対応させていただきますと思います。

なお、賛成討論、反対討論、るる今まで議会ですべてきていただいておりますけど、賛成、反対は、自分はこういう考えだから皆さん方も議員さん、私に賛同してくださいと、そういうことを求める討論ですよ。

なかなかいろんなマスコミの報道とかいろんな本とかそういうやつを引用して言われてもなかなか理解しえない点もあると思いますので、賛成、反対討論、これは十分にする必要はあると思いますけど、やはりいろんなこと集約して要点等ですね、皆さんにわかりやすいように述べていただきたいとこのように思っております。

議事を続けます。

ほかに討論。20番牟田議員

○20番（牟田勝浩君）〔登壇〕

先ほど討論を伺いまして、やっぱり政治家というのは一番の仕事というのは戦争を起こさない、そして国を守る。これが一番の大きな仕事だと思っております。特に国会議員は戦争を起こさない、国を守るということが一番の仕事だと私は思っております。

今さっき討論の中でですね、なかなか切迫性、そういうのがまだないんじゃないかということでは言われたようなことだったんですけども、切迫性がないのか。

1999年能登半島沖の不審船問題というのがありました。あのときは海上自衛隊創立初めて海上行動だったかな、が行われました。自衛隊、海上自衛隊。その後2004年にはすぐ漢級潜水艦の出動、それも海上出動が行われました。その後ももう一回ありましたね、東シナ海のほうで。

ずっと今まで行われてなかった、ずっと旧憲法下で行われてなかった、そういう海上出動がもうここ何年かで数回行われている。海上行動出動というのの次は何があるか。もう防衛出動しかないわけですね。防衛出動というのは、すなわちこれは軍事行動であります。その手前の段階にもう既に来ているから全然逼迫してないってということはないと思うんですよ。

そして——そうですね、今いろんな国際情勢である国がいろんなところで進出してきている、それを守らなきゃいけない。

例えば、一つ言えば韓国には日本人が数万人、今邦人が在留されています。それを有事の際に例えば民間の船で日本に送り返しているとき、それを防衛、守ることもできない、護衛もすることができないんですね。だからそういう状況の中というのがどんどん近づいていく中、国会の中でこうやって討論されるっていうのは当然のことだと思います。

さらに先ほど会期延長の話出しましたが、会期延長をしてでも話しましょうと言ってる中で拒否してるのは野党さんなんですね。今さっき言いました、ほかの重要法案いっぱいありますよ。でも並行してやれると思います。そういう中で喫緊している課題でこういうのは十分審議していただきたいというのが我々の願いであります。よってこういうふうな否定するような中身じゃなくって、もっとそういう面も合わせて審議してほしいという内容にすべきだと私は思っております。

以上をもちまして賛成討論を終わりたいと思います。（「反対」と呼ぶ者あり）あ、反対、失礼しました。どうぞ皆様方の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第1号を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は否決であります。本件は委員長の報告についての採決ではなく意見書原案についての採決になります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、意見書第1号は否決されました。

日程第4 第59号議案

日程第4. 第59号議案 平成27年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）を議題

といたします。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業経済常任委員長の報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第59号議案 平成27年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

1款2項1目13節にホームページリニューアル委託料が計上してあるのは、現在のホームページは開催日程のほかにイベントや新着情報等が点在し、一度に情報を把握できにくい
ため、シンプルで見やすくわかりやすいホームページに切りかえ、それにユーストリーム動画をリンクさせ、レースの状況や予想情報などリアルタイムな情報をお客様に提供し、見て投票ができるようにして売上アップにつなげるものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第59号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第59号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第58号議案

日程第5. 第58号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務文教常任委員長にその審査の経過並びに結果について報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第58号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について、主な審査内容と結果を御報告いたします。

2款2項1目の企画総務費では、ふるさと納税の収入増が見込まれ、再計算されており、

まちづくり応援基金積立金を2億5,550万円に、ふるさと納税に対する謝礼を9,298万4,000円に増額されております。現在1日約70万円の寄附をいただいているということでもあります。

9款1項1目。常備消防費では、老朽化した武雄消防署、杵藤消防本部の施設の整備のための用地費、造成費を負担金として2億8,752万8,000円計上されております。

教育費、中学校施設整備事業費では、武雄北中学校給食室整備事業が平成27年度の国庫補助採択事業に漏れたため、関連する経費が減額され、新たに北方中学校のエレベーター等増築工事と川登中学校の特別教室棟大規模改造工事の経費が計上されております。

金額的には1,129万3,000円の増額となっておりますが、委員からは当初の北中の計画を1年先送りするという説明に対して、優先的にする必要があったから当初予算に上がっていたので起債を増額してでも優先すべきだったのではないかとの意見がありました。

執行部からは、施設整備についてはできるだけ補助金を活用したいということで、内部で協議を行い、今回の補正内容でお願いしたいという答弁でありました。

またこの点につきましては、当初の完成年度に向けての、再度、計画の見直しをしてほしいとの要望も出ておりますので、計画ができ上がれば委員会に示していただくように申し入れているところであります。

その他、学校支援地域本部事業の経費やアウトリーチ演奏会開催実行委員会の負担金などが計上されております。

慎重審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔16番「議長16番」〕

16番宮本議員

○16番（宮本栄八君）〔登壇〕

まずは、まちづくり応援基金積立金ですけども、この活用とかそういう目的、目的じゃなくて範囲とか主にこういうところに利用したいというような、そういう説明なり議論があったのかが1点ですね。

もう一つは中学校の予算の件ですけども、次の案を出すって言われるのは、今年度9月ぐらいにでも出るのかですよ、その辺の、また出すけど来年なのか、その辺についての説明なり議論があったかお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

まちづくり応援基金の使用目的等については議論はしておりません。

2点目の中学校の施設整備ですけれども、今年度から4カ年計画の事業が当初の段階では提示をされておりましたけれども、今回その補助金が事業採択から漏れたということで、4年間がそのまま1年先送りにするのではなく、その完成年度を可能な限り前倒しをして北中校区の皆さんに思いを届けてほしいという熱い委員からの御要望が出ていたところであります。その計画についてはでき上がり次第、総務文教常任委員会のほうに示していただくということで申し入れをしておりますので、その計画が出る時期については明確な回答とまでは至っておりません。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第58号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

6款1項3目、農業振興費のうち減額補正は、平成27年度トロピカルフルーツ推進事業が平成26年度国の交付金事業、地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業交付金を財源とすることができ、翌年度に繰り越したため、既に確定した平成27年度当初予算に市単費の事業として重複していたものを今回減額するものでございます。

一方、19節、補助金及び交付金について、国庫事業で予定していた強い農業交付金事業が不採択となったため、県単独のさが園芸農業者育成対策補助金へ移行し117万9,000円を計上し園芸施設を整備するものと説明がありました。

委員から不採択になった理由について質疑がなされましたが、国庫補助事業での採択条件が非常に厳しく、また武雄市、嬉野市、鹿島市の共同での申請であり、国の優先順位からして不採択になったものと説明があり、農業事業者からの強い要望も考慮し、県単独事業へ移行してでも事業を実施したいとのことでございました。

6款1項5目、農地費に新幹線鉄道工事に伴う市道中山線つけかえ工事があるのは、用地交渉のめどがついたことで工事請負費に8,000万円、消耗品費に72万9,000円を計上し、その財源は新幹線関連事業の受託事業として同額を見込んであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉常任委員長の報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に分割付託されました第 58 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

新規の事業として、身体障害者手帳の交付対象に至らない 18 歳未満の難聴者に対する軽度・中度難聴児補聴器購入助成金が計上されています。対象が 4 名と少数であることなどから市費を上乗せして全額補助とはできないものかという委員からの意見が出ましたが、九州各県の状況は同様の助成であること、さらに重度の方への助成にも自己負担を伴うことなどから一部の負担は妥当と考えるという説明を受けました。

またその他主な歳出としては、市内 2 園に対する保育所整備補助金、マイナンバー制度に対応する生活保護システムを改修する費用としての社会保障・税番号制度システム整備委託料など所要の補正予算が計上されております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。石橋建設常任委員長

○建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に分割付託されました第 58 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）について報告いたします。

今回の補正の主なものとして、歳出について、道路整備助成事業費の生活道路等整備事業補助金とは、地区が実施する生活道路や生活排水路等の整備事業について、要綱に基づき補助金を交付するものです。当初予算では前年予算より 20%カットの査定を受けておりましたが、例年予算額を超える要望がなされているため実情を踏まえ、今回の補正をお願いするものとの説明を受けました。

本件につきまして、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで第 58 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 58 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔23 番「議長」〕

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 58 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算について反対の討論を申し上げます。

今回の補正額は 10 億 6,373 万円であります。私はその中の補正予算書の 10 款、教育費の小学校費で教育振興費の中の補償費で計上されております 1 万 4,000 円の地域コーディネーター謝金、そしてそれに伴う消耗品費 16 万 4,000 円合わせて 17 万 8,000 円の支出に反対であります。

これは前市長のもとで教育に命をかけるとして取り組まれている官民一体型学校の導入ありきの補正予算であります。この間さらに ICT 教育推進でタブレットの 1 人 1 台導入に約総額 6、7 億円の費用をかけられています。さらにこの官民一体型学校の推進は進め方が拙速であります。今学校現場や地域の現場では矛盾を抱えている現状では、この補正予算を撤回すべきことを指摘し反対の討論にかえるものであります。

○議長（杉原豊喜君）

4 番山口等議員

○4 番（山口 等君）〔登壇〕

第 58 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

子どもたちが元気になると地域は元気になります。学校に任せっきりでなく地域住民と子どもが協力して子どもたちを育てていくことが非常に大切であります。これまでも地域住民の皆さんは学校に対して、さまざまな支援をしていただきました。この学校支援地域本部事業は、これまでも学校を支援をしていた皆さん方の活動によりやりやすいようにするためのものであります。この事業を行うことにより学校と地域がますます協力して元気な子どもたちを育てていくものであります。この事業に対しては賛成であります。

また官民一体型教育、また ICT 教育といった言葉を全て反対というようなことを言われております。この武雄市は議会において、どこよりも早く ICT を活用した教育に取り組むことを議決いたしました。そして今年度から官民一体型教育に取り組んでおります。このようなことで、この武雄市は県を初め全国から注目をされております。小松新市長の公約であります、また目標でもあります、メシが食える大人を目指してこれから先も進めるべきだと考えております。議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔16番「16番」〕

16番宮本議員

○16番（宮本栄八君）〔登壇〕

58号議案にちょっと反対の立場で討論させていただきます。（発言する者あり）

教育費 10 款 4 項、中学校費の 3 目、中学校施設整備事業の件ですけれども、まずはこの北中絡みの話ですけれども、まず給食室の建設の予算が耐震の優先順位で外されたと。そこはそれでいいわけですよ。でもそうだから武雄北中の大規模改造の工事の設計料をやめたちゅうわけですよ。それは別にやめなくていいわけですよ、私の考えでは。

ここで言いたいのは北中の設計は設計でしていいじゃないですかと、それにお金がついているのならばというのが私の考えなんですよね。

それで結局、今給食の設計は終わっている。そしたら校舎の設計を今回すると。そしてその次の年にダブル工事をするということでもいいわけですよ。次ダブル工事したら、その給食室とぶつかるから仮給食室をつくらんといかんという考えも出てくるわけなんですよね。それは何でかって言うと、まず管理棟を改築してその後に教室棟を改築するというのは順番を自分で決めているからなんですよね。だから別にそれは国が決めたわけじゃないから、それを教室棟を先にして管理棟を後にすれば仮給食室をつくる必要もないわけなんですよね。

（発言する者あり）だから別にこの給食室が金がかかなくても大規模改造の設計はそのまましていいんじゃないかと、ここ落とす必要がないと。

そして、言えば給食室は使わなくなつて、9月に、言っているようにダブル工事すると、来年。そのダブル工事の順番を教室棟からするというで何も問題がないというふうに思いますので、ここでその予算を下げるということについて反対の討論といたします。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

2番猪村議員

○2番（猪村利恵子君）〔登壇〕

宮本議員が今るる説明をされましたけれども、総務文教委員会でも精いっぱい議論をいたしました。北中の建設はですね、当初予算の予定どおり完了できるように、あらゆる努力をするという執行部に期待をし賛成討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 58 号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 58 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議提第 3 号

日程第 6. 議提第 3 号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。提出者からの説明を求めます。18 番山口昌宏議員

○18 番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。議提第 3 号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

新聞報道でも御承知かと思いますが、現在出産に伴う議会の欠席に関する規定がございません。本改正案は女性議員が活躍できる環境を整備し、議会の活性化、よりよい住民サービスの実現に向け、出産に伴う欠席に関して明確に規定を行うものであります。近年の男女参画の状況に鑑み、男女共同参画を考慮した議会活動を推進するため、この案を提出いたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議提第 3 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 意見書第2号

日程第7. 意見書第2号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。10番上田議員

○10番（上田雄一君）〔登壇〕

意見書第2号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書の提出者の趣旨説明をさせていただきます。

平成18年、義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことに、各自治体においてはさまざまな取り組みが試行錯誤をされている中、やはり予算の確保というのは重要な位置づけとなり、財政的な圧迫や制約を受けていることは言うまでもありません。そういうことから2016年度、政府の予算編成において、下記事項の実現において強く要望するものであります。

1つ、ICT教育等を含む教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔23番「議長」〕

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

意見書第2号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書（案）に反対の討論を申し上げます。

昨年も同様の意見書（案）が提出をされまして賛成多数で可決をされました。今回、昨年に引き続きまして、同じ意見書（案）が総務文教委員会に議論をされまして、私を除く総務文教委員の4名の皆さんで提出をされておる意見書（案）でございますが、この意見書（案）

は、本来義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国負担割合を2分の1に復元することが趣旨であります。（「そうです」と呼ぶ者あり）ところが昨年同様今回の意見書（案）は、その文言の最初に情報化社会に対応した——そのため要望事項の中でICT教育等を含む文言が挿入をされております。これは私は趣旨が逆転しているのではないかと考えるものであります。

本来、義務教育費国庫負担制度が義務教育、小中学校の職員の給与費を国が2分の1負担していたのを国が3分の1に負担割合を減額したから起こっているわけでありまして。だからこそこれを3分の1を2分の1に復元することが求められているときに、ICT教育等を含むというのは私はそれは趣旨が逆転するのではないかと考えるものであります。

あくまでも義務教育を担う小中学校の給与費、職員の給与費の国庫負担制度の堅持を求めるものが主でなければならないし、そのことで意見書を提出することには何ら反対ではありません。

それは地方財政法第10条で、地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国がその経費の全部又は一部を負担する。

一、義務教育職員の給与、と示しています。

だからこそ……（発言する者あり）武雄市立小学校、中学校であります、そこにかかわっておられる職員の給与費については市町村では負担できない金額でありますので、それを県が肩がわりをして支出をしているわけでありまして。（発言する者あり）

だからこそこの制度に対して今地方財政法、言いましたように、だからこそ国は3分の1に減額したのを2分の1に復元してほしいというのが趣旨ではないでしょうか。そこにあえてICT教育等を含む文言はいらぬということを申し上げて反対の討論にかえるものであります。

○議長（杉原豊喜君）

4番山口等議員

○4番（山口 等君）〔登壇〕

意見書第2号 情報化社会に対応した教育予算の拡充を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本武雄市はICT教育を推進する市でございます。この教育により一層力を入れていく必要があると思います。今枕詞である情報化社会に対応したという言葉はふさわしくないんじゃないかというようなことを言われましたけど、この武雄市としてはこの事業を進めていくためにはこの言葉は必ず必要だと考えます。よって、賛成の討論といたします。議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第2号を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書については、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

ここで先ほど可決されました第55号議案に関し準備のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	11時02分
再	開	11時04分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま山口昌宏議員ほか7名より、議提第4号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例が提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第4号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第8 議提第4号

日程第8. 議提第4号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者からの説明を求めます。18番山口昌宏議員

○18番（山口昌宏君）〔登壇〕

議提第4号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今定例会で提案された、第55号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、武雄市議会委員会条例中、常任委員会の所管を改める必要が生じたため、この案を提出いたします。

なお、施行日は本年8月1日です。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議提第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）

日程第9. 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成27年6月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 11時6分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 吉川里己

〃 議員 猪村利恵子

〃 議員 川原千秋

〃 議員 江原一雄

会議録調製者 友廣秀敏